

平成26年9月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉義武

平成26年度「津波防災の日」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会は、本年8月1日付をもって災害対策基本法上の「指定公共機関」の指定を受けたところであります。今般、安倍晋三内閣総理大臣より、中央防災会議会長として、標記の通り「津波防災の日」の周知及び「津波防災の日」を中心とした津波避難訓練等の実施について協力依頼がありました。

平成23年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」に基づき、毎年11月5日を「津波防災の日」と定めておりますが、中央防災会議では、国、地方公共団体等が津波避難訓練等の行事の実施、津波避難計画の策定など津波防災に関連した取組の推進に努めることを決定しております。

日本医師会は、国土交通省とともに、本年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「避難確保計画の手引き」を作成するとともに、同計画のひな型を制作いたしました(平成25年2月24日付(地230)の文書をもって貴会に送付済み)。また、本年12月10日には、貴会のご協力も得て、津波災害を含む「南海トラフ大震災を想定した衛星利用実証実験(防災訓練)」を予定しているところであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、貴会や貴会管下郡市区医師会等におかれまして、津波防災に関連した取組を実施しておられましたら、本会下記事務局宛にご教示いただければ幸甚に存じます。

お問い合わせ先

日本医師会地域医療第1課／

地域包括ケア推進室

担当：青木、大原

Tel 03-3942-6137 Fax 03-3946-2140

E-mail chiiki_1@po.med.or.jp

中防災第20号
平成26年9月8日

公益社団法人日本医師会会长 殿

中央防災会議会長

(内閣総理大臣)

安倍 晋



平成26年度「津波防災の日」について

貴職におかれでは、日頃から指定公共機関として防災行政に協力いただいているが、標記の件について、別紙に即して「津波防災の日」の周知及び「津波防災の日」を中心に津波避難訓練等の実施に努めるようお願いする。

なお、貴管下関係機関に対し、この趣旨の周知徹底を図るよう協力方よろしくお願いする。

平成 26 年度「津波防災の日」について

平成 26 年 9 月 8 日
中央防災会議決定

平成 23 年 6 月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、11 月 5 日が「津波防災の日」と定められたところである。この「津波防災の日」においては、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

津波は、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害であるが、平素からの災害時における被害軽減に対する備えと、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができるところから、津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要である。

毎年、防災週間においては、中央防災会議決定に基づき、日頃からの具体的な「備え」を実践する取組の拡大と社会全体における防災力の向上に向けた取り組みが行われているところであるが、「津波防災の日」の趣旨を踏まえ、津波に対する日頃からの「備え」とさらなる防災意識の向上を図るため、国、地方公共団体等は、「津波防災の日」の周知や、「津波防災の日」を中心とした津波避難訓練等の行事の実施、津波避難計画の策定など津波防災に関連した取組の推進に努めることとする。

また、行事等の実施に当たっては、「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成 24 年 7 月中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループ）の内容を参考にし、特に下記の事項に留意するものとする。

記

1. 主体的な避難行動の徹底が図られるよう、以下のことについてしっかりと住民に周知すること。

- ① 津波からの避難については、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となることを鑑み、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始すること。
- ② 大津波警報等を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ③ 家族の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場にとどまりすることを避けるため、家族の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等の避難ルールを各家庭であらかじめ決めておくこと。
- ④ 地震発生後、避難の妨げになることなどを防ぐため、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、食器等の落下防止対策等をしておくこと。
- ⑤ 地震発生後、速やかに安全な場所まで避難できるよう、安全な高台の避難場所やそこまでの避難経路をあらかじめ把握しておくこと。
- ⑥ 地震発生後速やかに避難を開始できるよう、食料や飲料水、貴重品、医薬品等を非

常用持ち出し品としてあらかじめ準備しておくこと。

2. 避難対象地域の指定や避難指示等の発令、津波情報の収集・伝達などを定めた市町村全体の津波避難計画の策定を進めるとともに、住民や自主防災組織等の多様な主体が参画する地域ごとの津波避難計画を策定すること。また、津波避難訓練で明らかとなった課題等に応じた計画見直しを行うこと。計画の策定にあたっては、徒歩避難の原則と自動車避難の限界、避難誘導・避難支援等に関するルールの取り決め、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を盛り込むこと。
3. 津波に関連して発生する障害をシナリオとして組み込んだ実践的な津波避難訓練の実施や、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を設ける等、主体的な避難行動をとる姿勢を醸成するための防災教育を推進すること。
4. 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方の整理や全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、具体的な避難方法等についての個別計画の策定などを行い、地域において要配慮者を支援する体制を整備すること。
5. 消防団及び自主防災組織の充実強化を図るとともに、防災訓練や防災教育の実施にあたっては、自治体・警察・消防・消防団・自主防災組織・学校・企業等が連携し、地域一体となった津波防災体制を構築すること。